第一管区海上保安本部オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は第一管区海上保安本部が実施するオープンカウンター方式により、物 品調達等の見積り合せを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項の規定に基づいて実施 する随意契約における物品調達等の見積り合せについて、見積りの相手方を官が特 定することなく見積り合せに参加を希望する業者から見積書の提出を受け、契約の 相手方を決定する方式をいう。

(対象)

- 第3条 本要領によって、オープンカウンター方式を実施する契約については原則として 以下の各項のいずれかに該当するもので、第一管区海上保安本部が実施することが 適当であると認められるものを対象とする。
 - 1 予算決算及び会計令第99条第2号の規定に該当するもの
 - 2 予算決算及び会計令第99条第3号の規定に該当するもの
 - 3 予算決算及び会計令第99条第5号の規定に該当するもの
 - 4 予算決算及び会計令第99条第7号の規定に該当するもの
 - 5 その他オープンカウンター方式による見積り合せを実施することが適当とするもの

(参加資格)

- 第4条 本要領の見積り合せに参加できる者は、次の各号に定めるものとする。
 - 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者につ いては、この限りでない。
 - 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者及び見積り合せ時点において、 第一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者で あること。
 - 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する物又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(掲示内容)

- 第5条 本方式に付すことになった契約は、次に掲げる事項を定めて掲示する。
 - 1 件名
 - 2 履行場所及び履行期限
 - 3 見積書提出期限
 - 4 契約書等作成の要否
 - 5 問い合わせ先 (案件の担当係等)
 - 6 その他特記及び連絡事項

(掲示場所)

- 第6条 契約内容は次に掲げる場所にて掲示する。
 - 1 〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎5階 経理補給部 掲示板
 - 2 第一管区海上保安本部インターネットホームページ *契約の規模により、2は実施しない場合もある。

(仕様書等)

- 第7条 仕様書等については以下のとおりとする。
 - 1 仕様書等は、上記第6条に記載されている場所において取得ができる。
 - 2 仕様書等の取得期限は、該当案件の見積書提出期限の前日までとする。

(同等品の確認)

第8条 同等品納入可能としたものは、見積書に商品の規格や仕様等が確認できる資料(カタログの写し等)を添付して、第一管区海上保安本部経理補給部経理課に持参又は FAXにより提出して確認を受けることとする。

(見積りに関する注意点)

- 第9条 見積り合せに関して、本実施要領及び第一管区海上保安本部入札・見積者心得を 熟読のうえ、以下のことについて遵守すること。
 - 1 見積書に記載する金額は、案件に関する一切の費用を含めた総価格(消費税及び地方消費税を含む)を記載すること。
 - 2 見積書の様式は第一管区海上保安本部インターネットホームページに掲載されている様式3-1又は3-2のとおりとする。ただし、他の様式を使用する場合は「貴本部入札・見積者心得を承諾のうえ、見積りします。」を記載するものとする。
 - 3 件名及び見積書作成日は必ず記載すること。
 - 4 一度提出した見積書の差替え、変更及び取消しは認めない。
 - 5 見積り合わせは、見積書を提出した者の立会いを省略する。なお、同価格の見積 書が2者以上あるときは、当該契約に関係ない職員にくじを引かせ決定する。
 - 6 その他の事項については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得に準じて行う。

(見積書提出方法)

第10条 上記第6条で掲示されている見積書提出期限内に、第一管区海上保安本部経理 補給部入札審査係まで持参又は郵送(当日必着)により提出すること。

(契約の相手方の決定)

第11条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格(売払いの場合にあっては、最高価格)をもって見積りした者を契約の相手方とする。

(見積書の無効)

- 第12条 次に掲げるもののいずれかに該当する見積書は、原則として無効とする。
 - 1 見積りに参加する資格の有しない者の見積書
 - 2 件名又は作成日等、いずれかの記載を欠く見積書
 - 3 記名押印を欠く見積書
 - 4 見積金額を訂正した見積書
 - 5 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
 - 6 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書

(見積り合わせの不調)

第13条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した見積りが無い時は、見積り合わせに参加した者に対して、再度見積書の提出を求めることがある。 なお、再度の見積書提出期限までに見積書の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。

(結果の通知)

第14条 見積り合わせ結果は、問い合わせがあった場合を除き、契約予定の相手方にの み通知する。

附則

この要領は、平成29年12月15日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。